

意見公募(パブリックコメント)制度の流れ

市が案を作成

市民生活に関わる構想や計画、条例のほか、市民生活に重大な影響のある規則や要綱なども意見公募の対象とします。

資料の設置

政策などの案の全文と関連する資料をホームページに掲載し、市役所、各支所、市民会館、市立図書館などの閲覧場所に置きます。

意見公募(パブリックコメント)の周知

『広報のほりべつ』と市ホームページで意見の応募方法、政策などの案の概要、政策案、資料の閲覧方法などをお知らせします。

意見の受け付け

30日以上の期間を設けて意見を募集します。意見は文書、Eメール、ファクスなどでお受けします。

※電話など口頭ではお受けしません。

決定した政策と意見の公表

寄せられた意見と意見に対する市の考え、決定した政策などは、市ホームページと市役所・各支所などで閲覧できます。『広報のほりべつ』では、閲覧場所などをお知らせします。

議会での審議・議決

議会の審議を要する政策などの案については、議会に最終案を提出します。

※議会の議決を要する案件は、議案を議会に提出すると同時に公表します。

Q4. どうやって意見すればいいの？



意見の提出は、市の窓口などへの書面の持参、郵送、ファクス、Eメール、各公共施設に設置する意見箱への投函などの方法でお受けします。
※住所、氏名、電話番号などを必ず記載してください。
※電話や口頭による意見はお受けできません。

Q5. いつ募集しているの？



意見を募集する政策などは、市ホームページ(<http://www.city.noboribetsu.lg.jp>)に掲載するほか、市役所や各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センターなどに閲覧場所を設置し公表するとともに、『広報のほりべつ』や市ホームページなどを通じて意見を募集します。

募集の際には、案について理解を深めてもらえるよう、案の趣旨や目的、関連資料などを併せて公表します。

また、パブリックコメントの実施時期は、意見公募に対する関心の高まりを促すため、原則年4回としています。

今後1年間の実施時期

- ・ 9月1日～30日(広報のほりべつ9月号)
- ・ 11月1日～30日(広報のほりべつ11月号)
- ・ 3月1日～30日(広報のほりべつ3月号)
- ・ 6月1日～30日(広報のほりべつ6月号)

※法令改正など、特殊な事情があるものは、このほかの時期に行うことがあります。

Q6. 結果はどこで見られるの？



提出された意見を十分に考慮の上、政策を決定します。

このとき、皆さんから提出された意見の要旨やそれに対する市の考え方、対象案件を修正したときにはその修正内容を併せて公表します。

結果は、市ホームページに掲載するほか市役所や各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センターなどに閲覧場所を設置するなどの方法で公表します。
※閲覧場所は『広報のほりべつ』などでお知らせします。

ぜひ、パブリックコメントで皆さんの意見をお寄せください
問い合わせ 政策推進グループ (☎85 1 1 2 2)